

# 令和5年度介護保険施設等運営指導及び監査について

## 1 指導・監査の目的

介護保険サービス事業所等において、入所者や利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険サービス事業所等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

## 2 運営指導及び監査の方針

### (1) 運営指導

条例に定める基準、政省令及び告示に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを主眼として実施する。

### (2) 監査

指定等の基準違反、高齢者虐待や介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施する。

## 3 運営指導及び監査の方法

### (1) 方法

運営指導は、サービス事業者のサービス事業所において、関係者から関係書類等をもとに説明を求め、面談方式で行う。

### (2) 体制

指導の体制は3～4名とする。ただし、事業所の規模等により適宜体制を編成して実施する。

### (3) 通知

実施の通知は約1月前までに発送するものとする。ただし、高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合を除く。

### (4) 事前提出資料

自主点検表、勤務表、重要事項説明書、運営規程等を実施日の2週間前に提出するものとする。

### (5) 監査

入手した各種情報により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施する。

## 4 運営指導・監査の選定

### (1) 運営指導

運営及び報酬請求の指導等を目的として、本市がサービス事業所を計画的に選定して実施する。

### (2) 監査

指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に、次に掲げる情報により監査対象を選定する。

#### ① 要確認情報

(ア) 通報・苦情・相談等に基づく情報

(イ) 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

(ウ) 国民健康保険団体連合会からの通報情報、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

(エ) 国民健康保険団体連合会、保険者からの通報情報

(オ) 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

(カ) 法第115条の35第4項に規定する報告の拒否等に関する情報

#### ② 運営指導において確認した情報

法第23条又は法第24条の規定により行った運営指導において確認したサービス事業者の指定基準違反等

## 5 運営指導確認項目

### (1) 人員基準関係

- ① 人員に関する基準に定める職員の資格及び員数の確保
- ② 夜間及び深夜における勤務体制の確保
- ③ 有資格者により提供すべきサービスの提供

### (2) 運営基準関係

- ① サービスの提供に当たり、内容及び手続きの説明並びに同意（個人情報の利用を含む）
- ② サービス提供の記録
- ③ やむを得ず身体的拘束等を行った場合の記録  
身体的拘束等の適正化を図るための措置（委員会・指針・研修等）
- ④ 個々の実態に即した個別サービス計画の作成、見直し及び記録等の取扱い
- ⑤ 非常災害時に対する対策及び対応（特に消防計画に基づく防火設備の配備、消火・避難通報体制の確保及び避難訓練等の防災対策の徹底）
- ⑥ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体的拘束の廃止や人権侵害の防止に向けた取り組み
- ⑦ 苦情、事故、感染症及び食中毒に対する対策及び対応
- ⑧ 入所（居）者の生活環境に対する配慮
- ⑨ 事業の運営を行うために必要な設備等の備え及び運用

### (3) 介護報酬関係

- ① 基準に沿った適正な介護報酬の請求

- ② 個別ケアプランに基づくサービスの提供
- ③ 届け出た加算等についての算定要件（必要書類、記録等）、算定期間（説明・同意と起算日の関係等）
- ④ サービス提供体制強化加算・入居継続支援加算・日常生活継続支援加算の算定要件を満たしているかを確認する資料

## 6 監査の対象になる主な項目

- ① 不正な手段による事業者指定
- ② 無資格者によるサービスの提供
- ③ 人員基準違反等の状況でのサービス提供
- ④ 不正な介護報酬の請求
- ⑤ 帳簿書類の提出や質問に対しての虚偽の報告や答弁
- ⑥ 業務管理体制の整備及び機能
- ⑦ 高齢者虐待
- ⑧ 身体的拘束等

## 7 令和5年度運営指導実施予定

- ・令和5年7月から令和6年2月までの間で実施予定